

別表 2（第 3 条）

個人事業主部門のライセンスの交付対象となる者は、申請日時点で以下の表に該当し、かつ川口市内で事業を行う個人事業主を指す。

業種	要件
①製造業、建設業、運輸業	常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人事業主
②卸売業	常時使用する従業員の数が 100 人以下の個人事業主
③サービス業 (ソフトウェア業・又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	常時使用する従業員の数が 100 人以下の個人事業主
④小売業	常時使用する従業員の数が 50 人以下の個人事業主
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	常時使用する従業員の数が 900 人以下の個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人事業主
⑦旅館業	資常時使用する従業員の数が 200 人以下の個人事業主
⑧その他の業種(上記以外)	常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人事業主

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。